安城市立三河安城小学校 いじめ防止基本方針

令和7年9月改訂

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(いじめの定義)

「いじめ」とは、当該の児童生徒と何らかの関わりのある他の児童生徒が、心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットやSNS等を通じて行われるものも含む)であって、対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長、及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。また、いじめを認識しながら放置してはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、児童や保護者、地域住民、関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1)基本施策

- ア 学校におけるいじめの防止
 - (ア)教育目標「共に生きる -かしこく なかよく 元気よく-」を常に児童に意識させるとともに、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
 - (イ) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
 - (ウ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置と して、人権教育に関わる取組や児童集会等を実施する。
 - (エ) 学び合いの学習の充実を図り、多様な見方や考え方にふれる場を設定し、楽しく分かる授業づくりや互いの意見を認め合い、仲間とともに学んでいこうとする温かな集団づくりを通して、児童にとって居場所がある学校・学級づくりに努める。
 - (オ)情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについて理解 を深め、ネットいじめの加害者・被害者にならないように継続的な指導を行う。

イ いじめの未然防止、早期発見・対応のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめの未然防止、早期発見・対応のため、定期的にアンケートを実施する。

- ①児童対象の学校評価アンケート調査 年2回(6月・11月)
- ②保護者対象の学校評価アンケート調査 年2回(6月・11月)
- ③児童対象のいじめアンケート調査(記名) 年3回(6月・11月・2月) ※①~③以外に、市からの児童対象のいじめアンケート調査(無記名、学期に 1回)を実施し、結果を市に報告する。

(イ) いじめ相談体制

児童や保護者が、いじめに係る相談を行うことができるように相談体制の整備を行う。

- ①スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用
- ②ハートフルタイム (教育相談) の充実
- (ウ) いじめ防止等の対策に従事する人材の確保及び資質の向上 いじめ防止等の対策に関する研修を実施し、いじめ防止等に関する職員の資質 向上を図る。
- ウ インターネットやSNS等を通じて行われるいじめに対する対策 児童及び保護者が、発信された情報の流通性、発信者の匿名性、その他のイン ターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットやSNS を通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処できるように、必要な啓発

(2) いじめ防止等に関する措置

ア 「いじめ・不登校対策委員会」の設置

活動として、情報モラル研修会等を行う。

いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭(特別支援教育コーディネーター)、教務主任、校務主任、生徒指 導担当、保健主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

く活 動>

- ①いじめの未然防止に関すること。
- ②いじめの早期発見に関すること (アンケート調査、教育相談等)。
- ③いじめの早期対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の 理解を深めること。

<開催>

毎月1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止する ため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への 指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要であると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署 等と連携して対処する。

(3) 重大事態の調査・報告

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い〈1号事案〉や、連続でなくて も相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い〈2号事案〉があ る場合は、重大事態として次の対処を行う。

- ア 重大事態に至る可能性がある事案を把握した場合、事前報告として教育委員会 に速やかに報告する。
 - 〈1号事案に関しての事前報告〉

被害の疑いを把握した場合は即座に報告する。

〈2号事案に関しての事前報告〉

いじめが原因と考えられ、児童の欠席が連続でなくても30日に到達することが予想される場合に報告する。

- イ 重大事態に至った場合、教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織 を設置する。
- エ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係やその他 の必要な情報を適切な方法で提供および説明する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

アいじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

また、評価をもとに、取組が実効性のあるものか、教職員の共通理解が図られているか等、取組について検証し、改善策を検討していく。(PDCAサイクル)

別表 いじめ対策の年間計画

別本	くいしめ対東の年間	1 H I H H		
	いじめ・不登校	未然防止策	早期発見策	保護者・地域等との連携
	対策委員会	# A		Ideally To the second
\ 	・いじめに関する情報	・集会でが校長講話	・健康観察の実施	・旗当番・スクールボ
通年	の収集と共有	・道徳教育の充実	・SC、SSWによる相談	ランティアの登校指
	・いじめへの対応策検討	・分かる授業の充実	・教育相談活動	導
			・ 通学班の指導	・あいさつ運動
				・保護者ボランティア
4月	・いじめ防止基本方針の	・SC、SSWの周知	・いじめ相談窓口の周	・PTA総会での基本
	確認	・学年・学級開き	知	方針の説明
		・保健指導	・身体測定	• 公開授業
			・ハートフルタイム(通年)	• 家庭訪問
5月	・児童理解の会	スマホケータイ安	・集団活動の指導	
		全教室		
6月		・ふれあいネット	・児童アンケート	・学校評価アンケート
			・学校評価アンケート (児童)	(保護者)
			・Q-U (5、6年)	授業参観
				学区健全育成会
7月	・児童アンケート結果の	・学校保健委員会	・通学班集会	・個別懇談会
	共通理解			
	・学校評価アンケート			
	(保護者・児童)検証			
8月				
9月		保健指導	・身体測定	・授業参観
071		N/VEI D-47	2) ITIXIAC	1人人》 的
10 F				、海熱人。の物力、名
10月		・運動会への取組		・運動会への協力・参
11 🗆		> 10 4 1 (A 1	ロボマンル。1	観
11月		・ふれあいネット	・児童アンケート	・学校評価アンケート
			・学校評価アンケート(児童)	(保護者)
			・Q-U (5、6年)	
12月	・児童アンケート結果の	・ふれあいネット	・通学班集会	・個別懇談会
	共通理解	・人権週間の取組		
	・学校評価アンケート			
	(保護者・児童)検証			
1月		・ふれあいネット	・身体測定	
		・学校保健委員会		
2月	・学校評価アンケー		・児童アンケート	・学習発表会
	ト(教職員)		・通学班集会	・学区健全育成会
	・児童アンケート結果の			・保護者向けスマホケータイ安
	共通理解			全教室(新入生説明会にて)
3月	・学校評価アンケート検	・卒業生を送る会		T4VT (1) ()
0/1	証(教職員・保護者・			
	児童)			
	・いじめ防止基本方針			
	の見直し			
	▼ノグロ 巳. し			